

○厚生労働省令第百五号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の一部の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）第三十三条第四項の規定を実施するため、厚生労働省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年九月二十二日

厚生労働大臣 細川 律夫

厚生労働省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和六十一年厚生省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「第三十三条第四項」を「第四十四条第四項」に改める。

別記様式表中「第33条第1項」を「第44条第1項」に改め、同様式裏中「第33条」を「第44条」に、「第4条の2第4項」を「第5条第4項」に、「第22条」を「第34条」に、「第45条」を「第60条」に、「

第33条第1項」を「第44条第1項」に、「第46条」を「第61条」に、「第43条第3号」を「第58条第3号」に、「第44条」を「第59条」に改める。

#### 附 則

この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の一部の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。